

番 号：諮問第175号

答申日：令和元年9月11日

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成28年1月10日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、当該開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で本件公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年2月16日付け地政第04170002号の22で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成28年2月19日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 重大かつ明白な瑕疵に基づく処分を取り消し、誤った認証に基づく地籍調査を無効にすべきである。
- (2) 昭和 31 年 9 月 30 日より効力を発生させた告示を、和歌山県知事自らが当時の自治大臣に申し出し、和歌山県議会でも地方自治法第 7 条第 1 項規定に基づき議決している。
- (3) 「作成又は取得していないため」との理由は、昭和 31 年 6 月 27 日頃策定「岩出町外四ヶ村合併促進協議会協定事項」第 12 項目一部区域の境界変更について「大字はそのまま移管、但し小倉村大字上三毛字船戸を『岩出町大字船戸』とする。」に矛盾する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人は公文書開示請求書にて、登記簿謄本に記載されている「大字船戸字北原、字岩ヶ谷、字長谷の小字名」が誤っていると主張し、なぜ誤った小字名が認証されたのか「経緯のわかる公文書」の開示請求を行ったものである。

しかし、地籍調査は、登記所の登記簿に基づき調査を行うものであり、登記簿に記載された小字名に誤りがあるかないかを検査、認証するものではないため、請求文書は作成又は取得しておらず、本件処分を行ったものである。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第 1 条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関は、地籍調査は登記所の登記簿に基づき調査を行うものであり、登記簿に記載された小字名に誤りがあるかないかを検査、認証するものではないことから、「作成又は取得していない」の理由により非開示決定を行った旨説明する。

地籍調査の性質について、実施機関の説明に矛盾はなく、そうすると本件対象公文書を「作成又は取得していない」との理由は特段不合理ではない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成 28 年 2 月 26 日	○諮問（実施機関）
平成 28 年 3 月 7 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 12 月 26 日	○審議
平成 31 年 2 月 12 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 31 年 2 月 18 日	○実施機関からの資料を受理
平成 31 年 3 月 6 日	○審議
平成 31 年 3 月 27 日	○審議
令和元年 7 月 30 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 28 年 1 月 10 日	平成 21 年 9 月 25 日付地づ第 159 号で県が岩出市に認証した地籍調査図は（別添 113 その 2）図の 1110, 1111, 1116-1~12, 1108, 1118 各地番を本来存在した地域から移して記載しているため、違法である。違法行為に基づく登記簿謄本によって作成された認証地籍調査図は岩出市（町）大字船戸字北原、字岩ヶ谷、字長谷の小字名が付いている。これら誤った小字名が認証された経緯のわかる公文書